

外部送信規律の施行に向けて配慮すべき事項（案）

- 1 外部送信規律の対象について、ガイドラインやその解説、FAQ等（以下「GL等」という。）において、可能な限り、わかりやすく説明すること。
- 2 通知又は公表を行う際の方法について、GL等において、文字の色の使い方を含め、利用者の認識や理解の向上につながる好事例を随時追加すること。
- 3 通知又は公表を行う事項のうち、「利用目的」について、GL等において、事例等を用いて、なるべく具体的に説明すること。
- 4 通知又は公表する事項に関して、オプトアウトの有無の記載についても、GL等において、事例として記載すること。
- 5 通知又は公表を要しない情報のうち、「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」については、GL等において、なるべく具体的に説明すること。
- 6 同意取得も含め、外部送信規律の施行状況について、適切にモニタリングすること。